

年金記録訂正請求に係る答申について

中国四国地方年金記録訂正審議会
平成 30 年 8 月 24 日 答申分

○答申の概要

(1) 年金記録の訂正を不要としたもの 1 件

厚生年金保険関係 1 件

(2) 年金記録の訂正請求を却下としたもの 1 件

厚生年金保険関係 1 件

厚生局受付番号 : 四国(受)第1800007号
厚生局事案番号 : 四国(厚)第1800007号

第1 結論

請求期間について、請求者の船舶所有者Aにおける船員保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 大正14年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和31年5月から昭和33年5月まで
請求期間について、A氏が所有するB船に乗船し、船員として働いていたにもかかわらず、船員保険被保険者記録が無いので、調査の上、請求期間の年金記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

請求者は、「A氏が所有するB船に乗船していた。」旨主張しているところ、同船に係る船舶原簿謄本によると、昭和31年2月23日から昭和33年8月18日までの期間においてA氏が所有者であったことが確認でき、船員保険の事業所原簿によると、船舶所有者Aは、昭和25年6月1日から昭和33年8月15日までの期間において、船員保険の適用船舶所有者であったことが確認できる。

しかしながら、船舶所有者であるA氏は、関連資料により昭和33年頃に死亡していると思われること、その親族についても不明であること、及び請求者が唯一記憶している請求期間当時の同僚は平成19年に死亡していることから、請求者の請求期間における勤務実態、船員保険の加入の取扱い及び船員保険料の控除について確認することができない。

なお、船舶所有者Aに係る現存する船員保険被保険者名簿には請求者の氏名等は確認できない上、請求者に係る船員保険被保険者台帳にも請求期間の船員保険被保険者記録は確認できない。

このほか、請求者の請求期間における船員保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が船員保険被保険者として請求期間に係る船員保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

厚生局受付番号 : 四国(受)第1800009号
厚生局事案番号 : 四国(厚)第1800008号

第1 結論

本件訂正請求を却下する。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女(妻)
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和5年生
住所 :

2 被保険者等の氏名等

氏名 : 男(死亡)
基礎年金番号 :
生年月日 : 大正14年生

3 請求内容の要旨

請求期間 : ① 昭和16年4月4日から昭和17年8月14日まで
② 昭和18年4月7日から昭和19年2月11日まで
③ 昭和19年6月28日から同年8月12日まで
④ 昭和19年8月12日から昭和26年6月1日まで
⑤ 昭和26年6月1日から昭和27年3月1日まで
⑥ 昭和27年3月1日から昭和43年8月1日まで
⑦ 昭和43年8月1日から昭和55年10月31日まで

夫(訂正請求記録の対象者)が受給していた旧船員保険法の老齢年金に係る被保険者期間について、被保険者期間の計算の特例(実期間等を3分の4倍した期間)を適用した正しい被保険者期間に訂正し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

厚生年金保険法(以下「法」という。)は、法第28条の原簿(以下「厚生年金保険原簿」という。)に記録された自己に係る特定厚生年金保険原簿記録(被保険者の資格の取得及び喪失の年月日、標準報酬その他厚生労働省令で定める事項の内容をいう。)が事実でない、又は厚生年金保険原簿に自己に係る特定厚生年金保険原簿記録が記録されていないと思料するときは、厚生年金保険原簿の訂正の請求をすることができる(法第28条の2第1項)。

特定厚生年金保険原簿記録として厚生労働省令で定める事項については、「被保険

者の種別及び基金の加入員であるかないかの区別、賞与の支払年月日、保険給付に関する事項、離婚時みなし被保険者期間並びに離婚時みなし被保険者期間に係る標準報酬月額、標準賞与額及び保険給付に関する事項、被扶養配偶者みなし被保険者期間並びに被扶養配偶者みなし被保険者期間に係る標準報酬月額、標準賞与額及び保険給付に関する事項」と規定されている（厚生年金保険法施行規則第 11 条の 2）。

請求者は、本件訂正請求により、夫（訂正請求記録の対象者）の旧船員保険法による老齢年金の基礎となる被保険者期間について、期間計算の特例（実期間等を 3 分の 4 倍した期間）を適用してほしいと主張しており、訂正請求することができない記録の訂正を求めている。

よって、本件訂正請求は法第 28 条の 2 第 1 項に規定する請求要件を満たしていないため、不適法な請求であり、却下することが妥当である。